

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(31) 直轄河川改修事業	本省	—	141,680の内数 (267,006の内数)	172,843の内数	31,163の内数	▲1,140
事案の概要	直轄河川においては、直轄河川改修事業等により堤防強化、河道掘削、遊水地や排水機場等整備を実施している。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 河川管理者や地方公共団体等の対策を重層的に実施するとしている「総合内水緊急対策」の趣旨を踏まえた整備のあり方とすべき。

(2) 総合内水対策計画（以下、「計画」という。）なしに整備する排水機場の新設・増設事業にあつては、特に実施の必要性の有無を含め、効率性を検討すべき。

(3) 計画の変更にあつては、計画全体の見直しによる効率化について、透明性の観点からも代替案との比較検討・公表の仕組みを検討すべき。

### 2. 適切な事後評価の実施

総合内水対策緊急事業の事後評価にあつては、地方公共団体等が実施するハード整備・土地利用規制等・ソフト対策の実施状況も含め計画全体を評価すべき。

## 反映の内容等

### 1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 河川管理者が実施する排水対策等の他に、地方公共団体等が実施する土地利用規制・誘導策等の対策を重層的に実施していく必要があるとする「総合内水緊急対策」の趣旨を踏まえ、今後、直轄河川改修事業で整備する全ての排水機場について、総合内水対策協議会等（以下、「協議会」という。）を設置するとともに、計画の策定及び公表を実施することを原則とすることとした。

なお、令和3年度において、計画に基づき整備する予定の排水機場について、計画段階評価で複数の案を評価した結果を踏まえ、予算の縮減を図った。（反映額:▲1,140百万円）

(2) 計画なしに整備する排水機場の新設・増設事業について、実施の必要性の有無を含め、効率性を検討し、小規模な排水機場を整備する場合には、当該地域の地形条件等の観点から、排水ポンプ車での代替が適当でないと判断される場合に限ることとした。

(3) 計画を変更する場合は、協議会において計画全体の見直しによる効率化について、代替案との比較検討を行い、その結果を公表することとした。

### 2. 適切な事後評価の実施

総合内水対策緊急事業の事後評価の実施にあつては、河川管理者以外の地方公共団体等が実施した対策（施設整備に関する事項や土地利用の規制等に関する事項等）も含め計画の達成状況を評価することとした。